

大迫地域診療センター中央監視装置保守点検業務仕様書

1 総則

大迫地域診療センターの中央監視装置保守点検業務は、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。

この仕様書は、作業の大要を示すものであり、委託者が当該設備の管理保持及び事故防止のため必要と認めた軽微な作業は、契約金額の範囲内において実施するものとする。

2 従事者

- (1) 従事者は、保守点検業務の作業内容を十分に行い得る者で、かつ、十分な経験を有する者を充てること。
- (2) 従事者は、作業中、一定の被服を着用し、会社名及び氏名を記載した名札を着用するなど、身元を明らかにして作業にあたること。

3 保守点検業務の内容

保守点検業務は、「大迫地域診療センター中央監視装置保守点検内容明細書」に従い、保守及び点検等に係る関係法令及び規則等に則って行うこと。

4 点検回数

- (1) 巡回点検（概ね9月）及び総合点検（概ね3月）の年2回実施するものとし、点検業務の日程については、別途協議のうえ行うこと。
- (2) 緊急保守は、委託者からの要請に応じて、適時速やかに行うこと。

5 器具及び部材等

- (1) 点検作業に必要な器具及び部材等については、受託者が負担し用意すること。なお、点検した結果、重大な故障等があり、別途費用を要する場合には、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 保守点検業務の実施に必要な部材については、既存設備に適合した品質のものを使用すること。

6 一般的注意事項

- (1) 受託者は、作業の実施にあたって、委託者の業務に支障のないよう注意すること。
- (2) 作業の実施にあたっては、建物及び設備等に損傷を与えないようにすること。
- (3) 受託者は、作業の着手にあたり、委託者と事前打合せを行うほか、作業が終了した時は、点検結果について報告すること。
- (4) 受託者は、保守点検業務の実施にあたり知り得た個人情報を第三者に利用させ、または開示・漏洩してはならないこと。

7 その他

本仕様書の内容に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項については、双方の協議を以て解決するものとする。

大迫地域診療センター中央監視装置保守点検内容明細書

1 実施場所

大迫地域診療センター（花巻市大迫町大迫第13地割20番地1）

2 対象装置

名 称	内 訳	巡回点検	総合点検
中央監視装置 (Savic-net10)	CPU（セントラルプロセッサユニット）	○	○
	LCU（液晶ディスプレイ）	○	○
	TP（タッチパネル）	○	○
	MCU（メインシステムユニット）	○	○
	データバックアップバッテリー	○	○
	ソフトウェア点検 測定値上下限監視 サマリグラフ機能 タイムプログラム制御 イベントプログラム制御 バーチャルプリンター制御 停復電制御 火災制御 データ収集機能	○	○
	監視ポイント性能試験 受変電設備 熱源機械室設備 手術室空調設備 管理棟外調機設備 調理室外調機設備 特養外調機設備	—	○
リモートステーション (自動制御盤)	CP-1（熱源機械室）	○	○
	CP-3（事務室横機械室）	○	○
	CP-4（厨房内）	○	○
	CP-5（特養ナースステーション）	○	○
	受変電設備用	○	○

3 実施方法

- (1) 定期保守点検は、年2回（巡回点検9月、総合点検3月）実施するものとする。
- (2) 緊急保守は、随時対応するものとする。

4 点検内容

(1) 中央監視装置 (Savic-net10)

外観の確認及び清掃

各ユニット取付、端子増し締め及びコネクター類の点検

電源ユニット制御電圧点検

バックアップバッテリーの有効期限確認

各ハードウェアの点検

プログラム動作確認

各操作機能点検

伝送信号点検

プリントアウト状態確認

各表示機能点検

アナログ計測ポイントの実測及び校正

(2) リモートステーション (自動制御盤)

外観の確認及び清掃

各ユニット取付、端子増し締め及びコネクター類の点検

電源ユニット制御電圧点検

バックアップバッテリーの有効期限確認

伝送信号点検

出力リレー点検